人事異動

内閣

○内閣
　内閣総理大臣鳩山由紀夫は、アメリカ合衆国へ出張のところ九月二十六日帰朝した。
○総務大臣臨時代理解職
　総務大臣原口一博帰朝につき内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣として総務大臣の職務を解く
○環境大臣臨時代理解職
　環境大臣小沢鋭仁帰朝につき内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣として環境大臣の職務を解く
○財務大臣臨時代理解職
　財務大臣藤井裕久帰朝につき内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣として財務大臣の職務を解く
○外務大臣臨時代理解職
　外務大臣岡田克也帰朝につき内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣として外務大臣の職務を解く
○内閣府特命担当大臣（地域主権推進担当）事務代理を免ずる
　内閣府特命担当大臣原口一博帰朝につき前原誠司
○外務大臣臨時代理
　外務大臣岡田克也海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣として外務大臣の職務を指定する
　国務大臣平野博文
○外務大臣（以上九月二十六日）
　外務大臣岡田克也
○内閣府特命担当大臣（地域主権推進担当）事務代理を免ずる（以上九月二十六日）
　内閣府特命担当大臣原口一博帰朝につき前原誠司

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務省大臣官房人事課付に併任する
　佐竹　一毅
（大阪高等裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事・大阪簡易裁判所判事兼務を免ずる（以上九月二十八日）
　榎本　巧

一　平成二十一年十月一日
　名古屋海上保安部蒲郡海上保安署は、次のとおり廃止されました。

名称	保安署	所在地	電話番号	郵便番号	廃止期日
名古屋海上保安部蒲郡海上保安署	蒲郡海上保安署	愛知県蒲郡市浜町一	〇五三三―五八―四九九九	四四三―〇〇三六	平成二十一年十月一日

問い合わせ先　名古屋海上保安部　三河海上保安署
　〇五三三―五八―四九九九

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　原　雅彦
　関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（九月二十九日）

皇室事項

行幸啓

　天皇皇后両陛下は、九月二十九日午前十時御出門、敬老の日にちなみ、社団法人江東区シルバー人材センター東陽作業所へ、引き続き、同センター会員の作業を御視察のため、仙台堀川公園（同区）へ行幸、同十一時五十五分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

中央卸売市場整備計画変更の公表について

　卸売市場法（昭和46年法律第35号）第５条第１項の規定に基づき、中央卸売市場整備計画（平成17年３月31日公表）の一部を平成21年10月１日に変更したので、同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のように、その内容を公表する。

　平成 21 年 10 月１日

農林水産大臣　赤松　広隆

　別添３の表施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場の項中「室蘭市中央卸売市場」を削る。

事務所の廃止

　名古屋海上保安部蒲郡海上保安署は、次のとおり廃止されました。

一　平成二十一年十月一日
　名古屋海上保安庁

名称	保安署	所在地	電話番号	郵便番号	廃止期日
名古屋海上保安部蒲郡海上保安署	蒲郡海上保安署	愛知県蒲郡市浜町一	〇五三三―五八―四九九九	四四三―〇〇三六	平成二十一年十月一日

問い合わせ先　名古屋海上保安部　三河海上保安署
　〇五三三―五八―四九九九

事務所の設置について

　第四管区海上保安本部三河海上保安署は、次のとおり設置されました。

一　平成二十一年十月一日
　新設　先　愛知県豊橋市神野ふ頭町三―一
　郵便番号　四四一―八〇七五
　電話番号　〇四五三―一三―八〇一一
　名称　三河海上保安署
　業務開始　平成二十一年十月一日
　問い合わせ先　三河海上保安署
　〇五三三―一三―八〇一一

法務

平成 22 年度４月期司法修習生採用選考公告

　最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、平成22年度４月期司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

１　選考を受けることができる者（選考資格）
　次に掲げる者は、２に該当する場合を除き、選考を受けることができる。
⑴　平成14年法律第138号による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第二次試験又は平成14年法律第138号附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
⑵　高等試験令（昭和４年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
⑶　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者

２　選考を受けることができない者（欠格事由）
⑴　禁錮以上の刑に処せられた者
⑵　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
⑶　破産者で復権を得ない者

３　選考の内容、期日及び場所
⑴　内容及び方法
　ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、選考資格の有無、欠格事由の有無等について審査する。
　イ　健康診断　選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習にたえられる健康状態かどうかを判定する。
　　なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求める場合がある。
　ウ　面接　ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。
　エ　欠格事由調査
⑵　面接の期日及び場所
　期日　平成22年１月28日（木）
　場所　最高裁判所

４　選考の申込方法等
⑴　申込受付期間　平成21年11月27日（金）から同年12月３日（木）まで（12月３日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
⑵　申込書等用紙の入手方法　申込書等用紙は、⑶の申込先において、平成21年10月26日（月）から交付する。
　用紙を郵便で請求する場合には、⑶の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形２号：長さ33㎝、幅24㎝程度）に470円相当の郵便切手をちょう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「平成22年度４月期採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。
⑶　申込先　〒102―8651　東京都千代田区隼町４番２号最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係

（参考）
　現行型司法修習は、平成23年度採用の現行第65期司法修習生の修習（開始時期は４月から７月下旬に繰り下げる。）までで終了する予定である。

平成 21 年 10 月１日　　最高裁判所

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

　今般、神奈川労働局の関係労働者を代表する者岡本恒一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

　平成 21 年 10 月１日

厚生労働大臣　長妻　　昭